

「民事訴訟の ICT 化」についての基礎的課題

——『民事訴訟法（IT 化関係）等の改正に関する中間試案』 の公表を機縁として——

川 嶋 四 郎

目次

- I はじめに
 - 「誰一人取り残さない民事司法」の視点から
- II 「民事訴訟の ICT 化」の概史と『中間試案』
 - 1 1996年の民事訴訟法全面改正
 - 2 2001年の『司法制度改革審議会意見書』の公表
 - 3 2003年・2004年の民事訴訟法一部改正
 - 4 「e-サポート研究会」による様々な提言と試み
 - 5 その後の政府レベル等での展開と『中間試案』
- III おわりに
 - 基礎的な課題と展望

I はじめに

——「誰一人取り残さない民事司法」の視点から

コロナ禍の真っ只中にある現在の日本において、民事訴訟法の領域では大改革が進行中である。それは、「民事訴訟法（IT 化関係）等」に関する改革である。その標題からは、単に民事訴訟・民事訴訟法の領域に IT (Information Technology) を取り込む改革（いわば「IT ビルト・イン改革」）にすぎないもののようにも思われかねないが、しかしながら、一読して明らかなように、今次の改革は、民事訴訟・民事訴訟法の風景全体を相当に様変わりさせる可能性を秘めた大改革であると考えられる。

その全体を詳論することは、本稿*では差し控えるとして¹⁾、さしあたり、

今次の「民事訴訟の ICT (Information & Communication Technology) 化」における基礎的課題に焦点を当てて論じたい²⁾。なお、今回の民事訴訟法改正についても、「IT 化」という表現が用いられているが、私見では、以前から敢えて「ICT 化」と表現している。これは、「C」すなわちコミュニケーション (意思疎通) の価値こそが、民事訴訟・民事訴訟法への情報技術の実装・導入に際しては重要であると考えているからであり、しかも、このような民事訴訟・民事訴訟法の現代化、ひいては電子化・デジタル化 (デジタルイゼーション [Digitalization]) に際しても、裁判関係主体間が「通信」すなわち「信を通わすこと」の重要性をクローズ・アップした法改革と法実践を行うべきであると考えているからである。

これは、用語の問題や政治思想を超えて、いわば国民・市民を大切にしつつ民主主義・国民主権の実質化を目指すべき「日本司法の使命と志」の問題でもあると、私は考えている。

現時のコロナ禍において、2018年 (平成30年) に公表された後述の『裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ—「3つの e」の実現に向けて』 (以下、単に『取りまとめ』という。→II 5 (1)) に基づいて、「民事訴訟の IT 化」が着実に行われつつある。現在は、「フェーズ 1」³⁾にある。これは、「利用

* 本稿は、2021年 (令和3年) 5月14日 (金) に、オンラインで開催された「龍谷大学・法情報研究会」で報告した内容の一部をもとにしている。この研究会の会長、石塚伸一・龍谷大学教授を初め、ご参加の多数の皆様および関係者の方々に、心から御礼を申し上げます。

- 1) 今次の改革の総論的な基礎的課題としては、たとえば、川嶋四郎『「民事裁判の ICT 化」と臨床法学教育——『憲法価値』の真の実現を目指して』法曹養成と臨床教育13号100頁 (2021年) [これは、2020年 (令和2年) 6月20日に開催された臨床法学教育学会 (会場校: 立命館大学、オンライン実施) での研究報告論文の要旨である。]、同「誰一人取り残さない『民事訴訟の ICT 化』に向けた総論的な緊急課題」判例時報2480号87頁 (2021年) 等を参照。
- 2) なお、倒産法の ICT 化やその他 ODR (Online Dispute Resolution) に関する議論も進行しているが、本稿では対象外とする。SDGs 第16項 (特に、16.3) との関係も同様である。
- 3) ちなみに、「フェーズ」とは、英語の Phase のカタカナ表記であり、段階、時期、局面および位相などを意味する。とてつもなく人を驚かせ困惑させることを意味する、Faze では決してない。なお、「フェーズ」という表現は、かなり以前から「法整備支援」等の領域ではよく用いられていた。それはもちろん、英語等による日本の法整備支援である。たとえば、独立行政法人国際協力機構編『世界を変える日本式「法づくり」—途上国とともに歩む法整備支援』

者目線から望まれる裁判 IT 化プロセスのイメージ」なるものにおける「検討・準備」の段階であり、「現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用 (e 法廷)」が実践されているようである。いつ収束し終息するかさえ見通せないコロナ禍の下にあり、しかも、2021年 (令和3年) 5月現在、緊急事態宣言が発令されてはいるものの、特に前倒しで裁判 IT 化プロセスが加速化される気配は見られないようである。ただし、コロナ禍によって遠隔裁判の要請が不可避となるべきことを、裁判関係者の多くや一般市民が実感しており、民事裁判の現場では、運用により遠隔裁判を事実上加速化していることは間違いないと推測される。

このような現況にあって、過日、本稿の副題に記したように、『民事訴訟法 (IT 化関係) 等の改正に関する中間試案』(以下、単に『中間試案』と呼ぶ。→ II 5 (3)) が公表され、いわば法改正の基本的な道筋が見えてきたのである。

本稿における私の基本的な問題意識は、一見したところ、『中間試案』が、必ずしもこれまでの正義・司法へのアクセス論の潮流に棹を差しそれを進展させる内容のものとは思われないことに端を発している。今次の改革は、日本司法が飛躍的に法的救済システムとしての機能を拡大することができる大きなチャンスであるにもかかわらず、結局のところ、「小さな司法」を維持しながら、しかも、ICT 化される日本司法の巨大な裾野の形成と下支えを弁護士や司法書士等に担わせることによって促進させようとする試みであるように見えるのである。また、内閣府、商事法務および法務省等の文書で用いられている「利用者目線」に言うところの「利用者像」に対する疑問もある。さらにまた、そのような新たな民事司法の風景が形成される過程で、ICT が本来的に実現すべきであると考ええる「誰一人取り残さない民事訴訟 (Inclusive Civil Procedure)」ひいては「誰一人取り残さない民事司法 (Inclusive Civil Justice)」を実現すべき使命が、現在のままでは実現されないのではないか

(文藝春秋企画出版部、2018年) 等における各国への支援プロセスや方法を参照。これは、「司法外交」の重要な部分をなしている。たとえば、松井信憲「司法外交の推進に向けて」ICD NEWS 77号 1頁 (2018年) 等を参照。

との懸念さえ感じられるのである⁴⁾。

本稿では、このような基本的な視角から、今次の一連の改革過程を視野に入れ『中間試案』の基礎的課題に対して考察を加えたい。利用者の利便性の向上を志向する利用者目線の改革が、司法アクセスを躊躇させかつ利用者の負担を増す改革に成り下がりでもすれば、本末転倒の誹りを免れないと考えられるからである。つまり、「民事裁判のICT化」に際して生じかねない不利益を、利用者である市民が負わざるを得ないとも考えられる状況は作出されるべきではないと、強く思われるからである。

すでに民事訴訟の現場では、可能なことから着実にIT化に向けた実績作りが行われつつある。司法現場の実践を漏れ聞く限り、民事訴訟過程の風景が一変しかねない大きな改革の予兆さえ感じられる。先に述べたように、それは単なる手続のICT化を超えて、いわば、1996年(平成8年)における民事訴訟法の全面改正にさえ匹敵する民事訴訟過程の全面的な更新変容にさえ、つながりかねないように思われるのである。しかしながら、残念なことに、技術革新的な様相が強いように見えることやここ数年の急激な改革ということもあり⁵⁾、あの平成民事訴訟法改正の時代ほどには、民事訴訟法学の世界でも議論が盛り上りを見せていないように思われる。しかし、それは、遺憾なことであり、しかも、疑問点も少なからず存在することから、現在でしか語ることができない課題を今の時点で広く論じる必要があると考えられるのである⁶⁾。

-
- 4) たとえば、川嶋・前掲論文(『判例時報』)注(1)87頁等を参照。なお、「誰一人取り残さない民事司法」は、本文での表記のほかに、まとめれば、“Civil Procedure & Justice Leaving No One Behind”と書き表すこともできる。
 - 5) 難解な内容も含まれている『中間試案』の公表からパブリック・コメントの受付終了までの期間は、年度末から年度始めにかけての80日弱であり3月に満たないものであった。しかも、『中間試案』の公表時自体、知る人ぞ知るものであり、その帰結が市民生活に重大な影響を及ぼすと思われるにもかかわらず、必ずしも話題になることさえなかったように思われる。
 - 6) なお、これは後世へのためである。この文脈では、たとえば、トク・ベルツ編(菅沼竜太郎訳)『ベルツの日記〔上〕』134頁、138頁等(岩波書店、1979年)を参照。また、森鷗外『最後の一句』同『阿部一族・山椒大夫・高瀬舟ほか8編』207頁(講談社、1972年)も参照。さらに、後注(58)も参照。

そこで、本稿では、『取りまとめ』で何度も繰り返し言及され、また『中間試案』でもその「補足説明」の「はじめに」で確認されているように、「利用者目線」、つまり一般市民の目線から、この間の日本における民事裁判の ICT 化論の歴史を簡単に振り返り、その中に『中間試案』を位置付け（→Ⅱ）、最後に、各論的かつ個別的な議論の前提として、若干の基礎的な展望を示したい（→Ⅲ）。

Ⅱ 「民事訴訟の ICT 化」の概史と『中間試案』

1 1996年の民事訴訟法全面改正

まず、日本における「民事訴訟の ICT 化」の歴史について簡潔に触れ、そこにおける基本的な課題について考えてみたい。特に、日本における「民事裁判の ICT 化」についての歴史を振り返ることにより、『中間試案』についての基礎的な課題がクリアーに析出できると考えられるからである。

日本における「民事裁判等の ICT 化」、とりわけ「民事訴訟の ICT 化」を考えるに際しては、1996年（平成8年）における民事訴訟法の全面改正から、筆を起すことができるであろう⁷⁾。1926年（大正15年）のいわゆる大正民事訴訟法改正から、ほぼ70年ぶりに全面的な改正が行なわれた1996年（平成8年）の民事訴訟法改正の過程では、まず、1991年（平成3年）に、『民事訴訟手続に関する検討事項』⁸⁾が示された。そこでは、たとえば、「第4 口頭弁論及びその準備」において、「弁論の準備における OA 機器の利用」として、「例えば、当事者等が遠隔地にいるときは、争点等の整理のための手続（口頭弁論を除く。）の期日において、その当事者等と電話（訴訟関係人

7) ICT 化の定義にもよるが、仮に情報技術を裁判所の手続に導入（実装）することを、ICT 化と考えれば、ワープロソフトを用いた判決書の作成や、ファクシミリによる文書のやりとりなども ICT 化の先駆けと考えられるが、とりあえず、本稿では、1996年（平成8年）の民事訴訟法改正から始めたい。

8) たとえば、法務省民事局参事官室編『民事訴訟手続の検討課題』別冊 NBL23号（1991年）所収。

が同時に通話することのできる電話会議システム等を用いる。)及びファクシミリを利用して争点等の整理を行うことができるものとするとの考え方が提示されていた⁹⁾。ここでの基本的な発想は、あくまで「OA化」であった。

なお、「調査及び記録」の中で、調書の作成の際に録音テープやビデオテープ(以下、「録音テープ等」という。)を活用することや、「訴訟記録のOA化」として、「事務のOA化に対応することができるようにするため、訴訟記録に関する規定について、改正すべき点があるか」が問われ、準備書面等のファクシミリを利用した裁判所への提出の際の記録編綴の方法や、録音テープ等の証拠調べが検証の方法で行われた場合や検証結果をビデオテープに記録した場合等には、調書にその引用をし、調書の一部にできるとする考え方や、調書に引用された録音テープ等について謄本の交付申請があった場合には、その複製を交付すれば足りるとする考え方が示されていた。

また、「第5 証拠」では、「証人尋問」中に、「テレビ会議システムによる尋問」が挙げられ、「裁判所は、遠隔地に居住する証人等を尋問する場合には、その証人等をテレビ会議システム(遠隔地にいる者が、動画と音声の送受信により、相互に相手を認識しながら会話をすることができるシステム。以下同じ。)の設置された最寄りの裁判所に出頭させ、テレビ会議システムを通じて尋問を実施することができるものとする考え方が提示されていた。なお、「第12 少額事件の訴訟手続」では、「電話会議システムを利用して、法廷から裁判所外にいる証人等を尋問し、その回答に当たってはファクシミリを併用させることができるものとする」との考え方も示されていた。

その後の経緯は省略するが、以上はいずれも、おおむね1996年(平成8年)の民事訴訟法に明文化された。すなわち、「電話会議システム」は、「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」と定義され、弁論準備手続や書面による準備手続で利用でき(民訴170条3項・

9) OAとは、Office Automationの略語であり、従来、紙面を用いて手作業で行っていた事務作業を、コンピュータ技術を利用して電子化したり、定型作業を自動化することをいう。一般にOA化とは、コンピュータの導入を通じて事務作業の効率性を上げることを目的とするものであった。利用者の利便性の向上とは直接関係がなかったのである。

176条3項)、また、少額訴訟手続では、証人尋問でも利用することができるようになった(民訴372条3項)。「テレビ会議システム」は、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」と定義され、証人尋問や当事者尋問で利用可能となった(民訴204条・210条)¹⁰⁾。いずれも、現代に続く ICT 化の先駆けである。

なお、訴訟記録に関しても、録音テープ等に関する新たな規定が設けられ(民訴91条4項)、また、民事訴訟法231条には、「文書に準ずる物件への準用」として、「この節(書証)の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。」との規定の改正がなされ、社会における ICT 化の流れに対応する証拠調べの規定が設けられた。ただし、ここでは、「磁気テープ一般」は準文書の例示とはされなかった。これは、一方で、民事訴訟法231条に挙げられた録音テープやビデオテープが、裁判所で容易に再生することができるものであるので、文書の証拠調べと同様の扱いをすることに問題がないのに対して、他方で、磁気テープ一般については、裁判所で容易に再生できないものもあり、そのようなものについては、鑑定や検証をせざるを得ない場合もあることを考慮したとされたのである¹¹⁾。裁判所の ICT 化の限界も示された。

2 2001年の『司法制度改革審議会意見書』の公表

「民事裁判の ICT 化」、特に「民事訴訟の ICT 化」を加速させる契機となったのは、2001年(平成13年)6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』である¹²⁾。「民事司法制度の改革」の中で、「裁判所の利便性の向上」として、まず、「利用相談窓口の充実」のために、「司法の利用相談窓口(ア

10) なお、この改正時においては、民事訴訟規則上、訴訟手続の円滑な進行のための協議を行う進行協議期日の制度が新設され、そこでは電話会議システムを用いることができるとされた(民訴規96条1項参照)。

11) 法務省民事局参事官室編『一問一答・新民事訴訟法』277頁(商事法務研究会、1996年)。

12) この点については、この間の事情をも含め、たとえば、川嶋四郎『「民事訴訟の IT 化」のための基本的視座に関する覚書(1) — 「先端テクノロジー」の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として』法政研究(九州大学)72巻2号1頁、16頁以下(2005年)を参照。

クセス・ポイント) を裁判所、弁護士会、地方公共団体等において充実させ、ホームページ等を利用したネットワーク化の促進により、各種の裁判外紛争解決手段 (ADR)、法律相談、法律扶助制度を含む司法に関する総合的な情報提供を強化すべきである。」との提言がなされていた。これは、本稿では割愛するが、「司法ネット」構想につながって行った¹³⁾。

また、「裁判所の利便性の向上」の中に「裁判所等への情報通信技術 (IT) の導入」として、「裁判所の訴訟手続 (訴訟関係書類の電子的提出・交換を含む)、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術 (IT) の積極的導入を推進するため、最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・公表すべきである」ことが、明記されていたのである。これは、現在の情報通信技術 (IT) の発展は目覚ましく、手続の効率化、迅速化および利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要があるとの認識に基づいたものである。このため、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用すべきであり、インターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべきであると論じたのである¹⁴⁾。

このような「裁判所等への情報通信技術 (IT) の導入」については、司法制度改革審議会の委員であった者から、次のような指摘もなされていた¹⁵⁾。

すなわち、「裁判所への情報技術の導入としては、…情報提供のほか、一つは、当事者と裁判所との間での通信・伝達的手段としての利用が考えられます。これまで、当事者から裁判所に対して準備書面とか、各種の申立書の

13) 「司法ネット」構想については、たとえば、川嶋・前掲論文注 (12) 22頁以下を参照。

14) 本文中で述べたような見地から、『意見書』は、さらに、最高裁判所が、今後の技術革新にも柔軟かつ積極的に対応していくよう、情報通信技術を導入するための計画を策定・更新し、公表していくべきであると提言したのである。これが、その後の『司法制度改革推進計画要綱』(2002年〔平成14年〕3月20日) (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/keikaku/saibansyo.html>) の公表につながっていく。

15) 以下は、佐藤幸治＝竹下守夫＝井上正仁『司法制度改革』102頁、103頁〔竹下発言〕(有斐閣、2002年)による。

ような文書を提出していたし、また裁判所から当事者に対して期日の通知を文書でしていたのを、インターネットを使ってやれるようにすることが考えられます。ただ、確実性の要求にも配慮する必要がありますので、技術的に可能な範囲については、限界があるかも知れません。

またいま一つには、裁判所部内での事件管理に情報技術を使って、一つの事件に関する情報にさまざまな部門からアクセスできるようにし、各部門での事件処理を円滑・迅速化することが考えられます。この後者のほうの情報技術の応用は、すでに大きな裁判所ではかなり実際に使われています。

この他にも、多分いろいろな利用の仕方があるのだと思われるので、最高裁判所を中心に裁判所側で、手続の効率・迅速化、利用者に対するサービスの拡充を図るために、情報技術の利用に積極的に取り組んで欲しいということです。インターネットによる判例の公開も、すでに行われておりますが、審議会では、一層広い範囲での判例公開を求める意見が多数出ました。』と。

ここでの注目点は、「手続の効率・迅速化、利用者に対するサービスの拡充を図る」という目的のために、ICT 化が提言されていることである。ただし、それと同時に、「確実性の要求にも配慮する必要がありますので、技術的に可能な範囲については、限界があるかも知れ」ない旨の注意もなされていたのである。ここでは、ICT 化について、他の司法制度改革の諸課題と同時並行的に ICT 化を進めるべきことが当然の前提とされていることは特筆されるべきである。

つまり、『意見書』の本旨として、基本的に、司法の制度的基盤も人的基盤も拡充し、国民の司法参加を実現するという、いわば「大きな司法」を実現し、それとともに、ICT 化を実現することによって、国民と司法（裁判所）との距離を縮め、「国民に分かりやすく利用しやすく頼りがいのある民事訴訟」こそが目指されていたと評価できるのである。

3 2003年・2004年の民事訴訟法一部改正

上記『意見書』の提言を受けて、2003年（平成15年）に民事訴訟法の一部

改正が行われた。しかしながら、ICT化の関係では、僅かに、電話会議システムを利用した弁論準備手続期日において出席しない当事者が、訴えの取下げ、和解、請求の放棄および請求の認諾をすることができることにしたこと（民訴170条5項の削除）、鑑定人質問をテレビ会議システムにより行うことが可能とされたこと（民訴215条の3）、および、裁判所に提出する書面に記載した情報（電磁的記録〔電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの〕に記録された情報）の「電磁的方法」（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）による提供等についての規定の新設（民訴規3条の2の新設、同167条の削除）等が行われたことを挙げるができるにすぎなかった¹⁶⁾。

翌2004年（平成16年）の民事訴訟法一部改正によって、一般的にオンライン申立てを認める規定（民訴132条の10）が設けられ、それに基づいて、電子情報処理組織（これは要するに、コンピュータ）による督促手続の特則（民訴397条以下）が設けられた¹⁷⁾。

しかし、一般的な民事訴訟法において広くオンライン申立てを認める規則等は制定されることがなかった。なお、パイロット方式として、札幌地方裁判所本庁では、オンライン申立ての試みがなされていた。それは、オンラインでの申立ての機会を認めるものではあったが、土曜日、日曜日、国民の祝

16) これらについては、たとえば、小野瀬厚＝武智克典編『一問一答・平成15年改正民事訴訟法』60頁、88頁（商事法務、2003年）。なお、法制審議会で議論の対象とされながら、改正法には盛り込まれなかった事項として、「裁判所への情報通信技術（IT）の導入」として「督促手続のオンライン化」が挙げられていた。同書、10頁。また、加藤新太郎＝松下淳一編『新基本法コンメンタール・民事訴訟法2』200頁（川嶋四郎執筆）（日本評論社、2017年）も参照。

なお、本文中で述べた民訴規3条の2については、研究者サイドからは、「裁判所における電子データとそのオンライン提出の可能性を示唆するものとして、注目すべき」との指摘がなされていた。町村泰貴「ITの発展と民事手続」情報法制研究2号38頁、42頁（2017年）参照。

17) これらについては、たとえば、小野瀬厚＝原司編『一問一答・平成16年改正民事訴訟法・非訟事件手続法・民事執行法』13頁、17頁（商事法務、2005年）、小林宏司「『民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則』の解説」判例タイムズ1217号4頁（2006年）等を参照。

日・休日および年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前9時から午後5時までの間に限定されており、また、その手続で可能な申立ての種類も、期日指定の申立て、期日変更の申立て、調査の嘱託の申出、証人尋問の申出、当事者尋問の申立て、鑑定申出、文書送付の嘱託の申立て、検証の申出、および、証拠説明書の提出という所定の申立等に限定されていた。このように、オンラインで可能とされた申立等の時間帯や範囲等が限定されていたこともあり、利便性の局面でも従前の書面提出の慣行を凌駕することはできず、現実にはほとんど利用されていなかったようである。これは、2009年（平成21年）3月20日に、その運用が停止された。

以上について、一般的に言えば、オンライン化された督促手続は、現在に至るまでよく利用されていると評価できる。ただし、一方で、電話会議システムは、「現在に至るまで広く活用されている」が、他方で、「民事訴訟一般に関しては、2004年（平成16年）以降、一部の手続につきオンライン申立て等を可能とする試行を特定庁で実施したものの、利用実績に乏しかったこともあり、我が国の現状では、オンラインでの訴え提起や書面提出をすることができず、テレビ会議システムの利用も、その利用環境の制約もあって、それほど活発化していない状況にある」（西暦等は、筆者が付加）と評価されていた¹⁸⁾。

4 「e-サポート研究会」による様々な提言と試み

(1) 「正義・司法へのユビキタス・アクセス」の基本構想としての「民事裁判の ICT 化」

裁判所や法務省レベルにおける民事裁判の ICT 化は、その後10年以上具体的にはほとんど進展を見なかったが、これに対して、民間レベルでは、たとえば、「e-サポート研究会」（当初の名称は、「e-ファイリング研究会」）が、

18) 以上、「」内の評価については、後に言及する裁判手続等の IT 化検討会『裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ—「3つの e」の実現に向けて』2頁（2018年）を参照。この URL については、後注（32）を参照。

福岡で積極的な活動を展開していた。この研究内容や結果について、私たちは、様々な機会に公表してきたが、研究の基本的なモチーフは、『司法制度改革審議会意見書』における民事司法の改革方向について基本的に賛成しつつ、世界的な潮流である「アクセス論」の展開史の中に『意見書』の諸提言と「民事裁判のICT化」とを位置付け、さらにそれを発展させるために、「ICTを用いた「ユビキタス・アクセス (Ubiquitous Access to Justice) 論」を具体的に展開することにあつた。

それは、民事裁判を国民・市民に利用しやすく分かりやすく頼りがいのあるものとするために、民事裁判の充実・迅速化を実現するためだけではなく、口頭弁論の活性化等、歴史的に形成されてきた基本手続や基本原則をより実質的なものとし、「人間の輝き・躍動」を可能とする裁判手続の創造的構築であった¹⁹⁾。ここでいう「人間の輝き・躍動」とは、すべての利用者による「憲法価値」(個人の尊重、幸福追求権、自由権、平等権、社会権等)の実現を比喩的に表現したものであった。

この研究は、上記『意見書』に触発され、そこで「司法へのアクセス」を増進するために「民事裁判のICT化(原文では、IT化)」が提言されていたものの、その後政府レベルでの本格的な展開がほとんどない状況で、市民レベルのボトムアップ型研究を行うことを目的としたものであった。

19) このような基本構想は、当時、いくつかの学会等で「e-サポート裁判所」あるいは「e-裁判所」の基本構想として報告した。たとえば、2005年(平成13年)7月2日には、「『e-裁判所』構想の課題と展望—将来を展望して」と題して、九州法学会(会場、福岡大学)等で、2006年(平成18年)4月15日には、「『e-裁判所』構想の課題と展望」と題して、財団法人日弁連法務研究財団・日本弁護士連合会主催、シンポジウム「司法におけるe-サポートの創造的構築」(会場、日本弁護士連合会)において、さらに、同年5月13日には、「『e-サポート裁判所』の創造的構想—民事訴訟を中心として」日本法社会学会(会場、関西学院大学)において、それぞれ基本構想の報告を行った。なお、上記九州法学会におけるシンポジウムの記録として、川嶋四郎=笠原毅彦=上田竹志=園田賢治「シンポジウム・『e-裁判所』の創造的構想—民事訴訟を中心として」法政研究〔九州大学〕72巻72号247頁(2006年)、同「『シンポジウム『e-裁判所』の創造的構想—民事訴訟法を中心として』の概要」九州法学会会報2005年号20頁(2006年)〔同会ホームページ上でも公開〕等を参照。

なお、その後も、私たち研究会メンバーは、国内外の様々な学界や弁護士会等で日本語や英語により「民事裁判のICT化」について報告の機会を得たが、煩瑣にわたるので省略したい。

基本的な問題意識は、次のとおりであった。すなわち、世界的に「正義・司法へのアクセス (Access to Justice)」²⁰⁾ が本格的に論じられてから半世紀近くたった21世紀の日本においても、その実現は大きな課題として存在するゆえに、「すべての人々にとっての平等な正義・司法へのアクセス (Equal Access to Justice for All)」が実現されるために、努力が積み重ねられねばならないというものであった。

この「ユビキタス・アクセス論」は、それ以前に展開してきた、訴訟における救貧アクセス論 (第1のアクセス論)、訴訟における集団的救済アクセス論 (第2のアクセス論)、および、ADR を含む紛争解決手続全体 (正義の総合システム) へのアクセス論 (第3のアクセス論) の後に来たるべき「第4のアクセス論」であった²¹⁾。

しかもそれは、いわば「究極のアクセス論」である。なぜならば、このアクセス論が実現されれば、単に民事紛争解決手続の入口へのアクセスだけではなく紛争解決過程全体への恒常的なアクセスを可能にすることになることから、このアクセス論の実質化が不断に実践されることは要請されるものの、アクセス論の基礎理論としては終焉を迎える最後のアクセス論となり得るのであるからである²²⁾。

20) たとえば、M・カベレッティ＝B・ガーズ (小島武司訳) 『正義へのアクセス』27頁以下 (有斐閣、1981年) 等を参照。

21) さらに、『意見書』との関係では、たとえば、小島武司「思想的理念的基盤をめぐって一法へのアクセス①」法律時報76巻3号24頁 (2004年)、同『民事訴訟法』13頁 (有斐閣、2013年)、早野貴文「正義へのユビキタス・アクセス—その理念と技術的基盤」自由と正義55巻10号11頁 (2004年) 等を参照。

また、川嶋四郎『『司法へのユビキタス・アクセス』の一潮流—シンガポール裁判所の21世紀』『民事手続における法と実践』〔梅善夫・遠藤賢治先生古稀祝賀〕21頁 (成文堂、2014年) も参照。

22) たとえば、川嶋四郎『『e-サポート裁判所』システムの創造的構築のための基礎理論—『IT活用』による『正義へのユビキタス・アクセス』構想』法学セミナー653号36頁 (2009年)、木佐茂男＝宮澤節生＝佐藤鉄男＝川嶋四郎＝水谷規男＝上石圭一『テキストブック現代司法』〔第6版〕97頁〔佐藤鉄男＝川嶋四郎執筆〕 (日本評論社、2015年)、川嶋四郎『民事訴訟法概説』〔第3版〕545頁 (弘文堂、2019年) 等も参照。

(2) 「e- サポート裁判所」の基本構想

この「ユビキタス・アクセス論」とは、誰でもいつでもどこからでも、民事訴訟を中核とする民事紛争解決手続へのアクセスを可能にする議論であった。内容的には、「3つのe- サポート」の提言、つまり、①「情報交流」のeサポート（裁判手続のオンライン化）、②「情報管理」のeサポート（訴訟記録のデジタル化）、および、③「情報伝達・共有」のeサポート（出廷・傍聴等における法廷等の空間の拡張）からなり、①から③までの統合的かつ一体的実現を目指す指針を提供する研究であった²³⁾。このような手続過程へのアクセス論は、当然のことながら、法情報、プロセス情報および先例情報等の取得をも可能とする情報ネットワーク関係を構築し、「司法へのユビキタス・アクセス」だけではなく、「法情報へのユビキタス・アクセス」をも完備することを目指す試みであった。

しかも、紛争当事者を様々なかたちでサポートする法専門家等をもネットワークでつなぐ世界を構築することによって、いわば「司法・法情報・法専門家へのユビキタス・アクセス」を実現する理想の「法的セーフティネット」を完備する社会を形成する試みであった。ただし、法情報の拡散可能性の拡大にともない、プライバシーや営業秘密の厳格な保護に努めることはいうまでもない。

民事裁判のための「3つのe- サポート」の具体的な内容を要約すれば、以下のとおりである²⁴⁾。

23) さらに、たとえば、川嶋四郎「法律サービス（特に、民事裁判）におけるICTの活用に向けた実証研究について—『正義・司法へのアクセス』の展開のための実証研究に関する若干の紹介等」『民事手続の現代的使命 [伊藤眞先生古稀祝賀論文集]』1325頁（有斐閣、2015年）等も参照。

24) たとえば、前掲注(22)・(23)の論攷のほか、川嶋四郎「『e- 裁判所』構想の課題と展望—将来を展望して」法政研究（九州大学）72巻4号1193頁（2006年）、同「法整備支援と『民事訴訟のICT化』モデル」アジア法研究2011年号（5号）79頁（2011年）、同「民事訴訟におけるICTの利用に関するガイドラインの提言と基本的課題—『正義・司法へのユビキタス・アクセス』理念の具体化指針として」同志社法学397号1頁（2018年）等を参照。

① 「情報交流」の e サポート：裁判手続のオンライン化

これは、裁判を受ける権利（憲32条）の具体化・実質化の局面である。

市民等（訴訟当事者）・訴訟代理人（弁護士）が、裁判所に対しインターネット経由（オンライン申立ての形式）で、訴訟開始の申立等の裁判手続に必要な書類の提出・受領や、訴訟記録の閲覧を行う。

また、市民等（訴訟当事者）もしくは訴訟代理人（弁護士）が、裁判所との間でメールにより送達や期日呼出等の通知を受ける。

このオンライン申立ての機能等については、次のとおりである。

- ・ ID / パスワード等の認証情報の発行・通知機能（Legal XML 利用推奨）²⁵⁾
- ・ インターネット経由で書類を受け付けする機能
- ・ 電子メールにより必要な通知・連絡を行うことができる機能
- ・ 受け付けた書類を担当者に回付する機能
- ・ スケジュール / 訴訟事件関係施設等の管理機能
- ・ 期日のスケジュール管理を行い適時に通知する機能
- ・ 訴訟事件関係施設の使用予約管理を行う機能
- ・ 裁判情報の安全性確保（個人情報の保護、プライバシー・営業秘密の確保）
- ・ 個人認証機能（システム・アクセス時の ID / パスワード認証機能）
- ・ 通信暗号化機能（インターネット経由で電子データをやり取りする際の SSL 通信機能）
- ・ 証跡管理機能（アクセスログ等を出力・管理する証跡管理機能）、等

② 「情報管理」の e サポート：訴訟記録のデジタル化

これは、裁判の公開（憲82条）および「知る権利」（憲21条）の具体化・

25) Legal XML については、たとえば、笠原毅彦「民事裁判の IT 化」『権利実効化のための法政策と司法改革 [小島武司先生古稀記念論文集<続>]』961頁、1003頁（商事法務、2009年）、上田竹志「司法アクセスと Legal XML」法政研究（九州大学）83巻 1・2号合併号24頁（2016年）等を参照。

実質化の局面である。ここでは、裁判所内部にシステムとして「巨大なデータ蓄積システム」を構築し、訴訟記録等の情報をデジタルで管理し、裁判所内部で共有・管理する。

この情報管理の局面における諸機能は、次のとおりである。

- ・サーバー上でファイリングし、即時に情報共有する機能
- ・複数の文書を一纏めにしてタイトル管理する機能
- ・メールで受領文書を自動でファイリングできる機能（電子メールの活用：ID と PW 利用）
- ・ファイリングされた文書は一覧で参照することができる機能
- ・ファイリングされた電子データに対するアクセス制限機能
- ・ファイリングされた電子データに対するアクセスログ（最終更新者等）の出力機能、等

③ 「情報伝達・共有」のeサポート：法廷空間の拡張（出廷・傍聴等）

これは、利用者・市民の民事裁判への主体的関与の機会の局面であり、裁判の公開の実質化の意義もある。「法廷空間」さらには「裁判所（の期日等）」の概念をオンラインでアクセスできる範囲にまでを拡大し、遠隔出廷・遠隔傍聴を実施する。当事者が近隣の公民館等の公共施設等を利用することで裁判所に出廷する。

この情報管理の局面における諸機能は、次のとおりである。

- ・高質なテレビ会議機能
- ・音声自動反訳機能（字幕付加機能）
- ・索引付けの機能、等

(3) 「e-サポート裁判所」に関する実証実験とその成果

その後、私たちの研究会は、2009年度（平成21年度）の研究として、2010年（平成22年）初頭に、それまでの研究をもとにして、福岡県下の2つの市をまたいで、3地点間を結んだ遠隔裁判の実証研究を行った。これは、総務

省からの期間 1 年間の受託研究をベースとするものであり、多くがボランティアで参加した大規模なプロジェクトであった。

この実証研究では、様々な法律サービスの中でも、最も基本的かつ核心的なサービスである「民事訴訟事件」（民事訴訟法、民事訴訟規則）、および、『意見書』以降に新たな手続が創設され一定の成果をあげている「労働審判事件」（労働審判法、労働審判規則）を取り上げ、ICT の活用を促進するようなルール整備に向けた研究を行った²⁶⁾。つまり、訴訟手続と非訟手続を取り上げて実証実験を行ったのである。

具体的には、このような民事裁判手続（訴訟手続と非訟手続）において ICT の活用を促進するうえで障壁となる制度・慣習・社会規範などを明らかにし、それらの障壁を仮想的に緩和した場合の模擬的環境を前提とした実験を実施することを通じて、将来的に現実の訴訟空間において厳格な規律などの条件変更を検討する際の留意点や課題などを明らかにすることに努めた。

その成果を踏まえて、この一連の研究により、法律サービスにおける ICT 化を促進させることを可能とするルール整備に向けた提言を行った。このような ICT の活用を通じた「法のライフラインの構築」は、法律サービスの提供のあり方として汎用性を有するものであり、その時期において、研究成果をさらに国際展開するための可能性をも探究したのである²⁷⁾。特に、日本で初めてこのような実証実験を実施した結果として、単に、法規制や法制度上の障壁が明らかになっただけでなく、実際に実証実験を行わなければ明らかにならなかった事実上および実務運営上の様々な障壁も明確化され、しかも、技術・システムの質的な向上などを含めて、その克服のあり方をも明らかにする貴重な契機となったと考えられる。

この実証研究の具体的実践としての実証実験は、先に述べた「正義・司法

26) これについては、その概要として、たとえば、川嶋・前掲論文注 (23) 1335頁等を参照。その具体的な内容については、「資料」として公表した『「民事裁判の ICT 化」に向けた実証研究の概説—利用者の目線から『民事裁判の ICT 化』の実践的な構想を目指して』同志社法学 398号334頁（2018年）等を参照。

27) 川嶋・前掲論文注 (23) 1339頁。

へのユビキタス・アクセス」を実現しかつ具体化するための基礎作業であった。そこでは、仮想空間として「e-サポート裁判所（「オンライン訴訟・システム」と「サイバーコート・システム」を有する電子裁判所）」を創設し、遠隔3地点間の公的施設（九州大学法科大学院の法廷教室〔福岡市東区〕、九州大学附属弁護士事務所〔福岡市中央区〕、南風公民館〔福岡県糸島市〕）を結んで、法曹関係者が、民事裁判（2件の民事訴訟事件と1件の労働審判事件）の全手続過程（訴えの提起〔申立て〕から判決〔和解、調停〕まで）について、実証実験を行った。なお、紛争当事者と弁護士との遠隔でのやりとりなど、一部手続の準備段階をも含むものであった。

この実証研究では、このように、比較的ICT化に馴染みやすいと考えられる簡易で小規模な事件ではなく、民事手続法の領域における最も標準的で厳格かつ慎重な地方裁判所民事訴訟関係事件（第一審事件）を実証事件の対象として選択したのは、本格的な手続としての民事裁判の実証実験を行うことにより、このプロジェクトの実現可能性と汎用性を確認し、「司法のICT化」を、民事訴訟の全過程において加速度的に実現する契機を得るためであった。しかも、ADR（Alternative Dispute Resolution）にも視野を拡大し、「法テラス」（日本司法支援センター）との連携をも実現することにより、ICTの活用を通じた法的紛争処理システムにおける「ワンストップ・サービス」の実現可能性をも探究する試みであった。

なお、特に労働審判手続をも取り上げたのは、司法制度改革以降に新設された注目すべき手続であり、また、事件の性格から迅速な手続実施が要請される事件であり、しかも、合意型手続と裁断型手続とが組み合わさった柔軟な手続構造をもつ非訟手続で実証実験を行うことができれば、裁判所内外における多様な民事紛争解決手続への柔軟なシステム対応を可能にする機会が拓かれると考えたからである。

このような実証実験を通じて、現在の民事裁判・ADRにおける、ICTの活用に対する様々な阻害要因である法的・事実的な障壁を炙り出し、それらの克服に向けた提案を行うための基礎資料の獲得に努めた。

以上のような基本構想のもとで、以下に述べるいくつかの課題を引き出し、以後の展望を行った。以下、箇条書きで記せば次のとおりである。

- ・ 上記①から③を一体化するかたちでシステムを構築すべき課題
- ・ インターネットによる事件表の開示、公開裁判（口頭弁論）の原則自由傍聴（プロセス〔手続進行、口頭弁論〕の可視化）を可能にする課題
- ・ なりすましや改竄等のリスク対策（セキュリティ問題）の課題
- ・ 通知等の不確実さのリスク対策（手続保障の確保）の課題
- ・ 証拠としての精度の課題
- ・ システムの操作権限の問題、職権・裁量権強化への危惧に対する課題
- ・ 訴訟記録の原則自由閲覧等、知る権利・民主主義に関する課題
- ・ アウトリーチ型司法の可能性に関する課題（「裁判所」〔裁判所法69条2項等〕に関する課題）
- ・ ICT 化のメリットの継続的検証とイノベーションの課題
- ・ 司法全体（民事手続全体）の ICT による統合の課題
- ・ 法情報、弁護士等専門家情報のネットワーク作りの課題
- ・ 社会的影響・巻き込みを考え、支援機関等との連携を行うべき課題
- ・ 医療、行政等との共用可能性の探究の課題（ICT 化に際してのシナジー発揮の課題）
- ・ 国民・法曹等の ICT リテラシーの継続的向上の課題
- ・ 国民・市民の参加増進、国民的コンセンサス・信頼確保の課題
- ・ 情報管理システムの厳格管理、モニタリングの課題
- ・ 裁判所・裁判官・裁判所書記官の権力統制・裁量統制の課題（裁量権限を利用者のために増進するための課題）
- ・ ICT 化を通じた「憲法価値」、つまり、ユビキタス・アクセス権、知る権利、参加する権利（国民主権）等の確保・増進の課題
- ・ ICT 化を通じたより「豊かな日本社会」への展開の課題²⁸⁾、等

28) 以上の歴史的な展開については、川嶋四郎＝笠原毅彦＝上田竹志『民事裁判 ICT 化論の歴

5 その後の政府レベル等での展開と『中間試案』

(1) 『未来投資戦略2017』と『取りまとめ』の公表

私たちの研究は、4 (3) で述べた実証研究を最後とし、その研究成果としての報告書を仕上げ、多方面に送り、事実上終了した。その後、数年間は、民事訴訟法学の世界では、若干の個別研究が見られたが、政府レベルでは本格的な動きは全く見られなかった。

しかし、2017年（平成29年）6月9日閣議決定『未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革』²⁹⁾は、このような状況を一変させた。鶴の一声と言うべきか、現代日本における民事司法の世界へのいわばまた新たな「クロフネ」来航である。

その中には、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面も含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度（2017年度）中に結論を得る。」という指針的な提言が存在した。思いもかけない迅速な対応である。その背景としては、「民事裁判のICT化」の局面における日本の世界的な遅れがあった。ただし、その指針は抽象的なものであり記載事項は僅かにすぎなかったが、そこに含まれた「利用者目線」という用語は、以後、政府の民事裁判へのICTの導入に際して、頻繁に用いられることになる^{30) 31)}。

史的展開』（日本評論社、2021年近刊）も参照。

29) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017.pdf>.

30) さらに、2018年（平成30年）6月の閣議決定『未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革』（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf）においても、後述の『取りまとめ』（後注（32）およびその本文を参照）を踏まえて、民事裁判手続等の全面ICT化の実現を目指して、2019年（平成31年）度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行うこととされた。以上については、後述の『研究会報告書』（後注（40）およびその本文を参照）4頁参照。

31) なお、この間、たとえば、2017年（平成29年）9月18日の「産経新聞」電子版や同年11月20日の「日本経済新聞」電子版で、「ビジネス裁判所（ビジネス・コート）」の誕生に向けた動きが報道された。すなわち、最高裁判所が、東京都目黒区中目黒に新しい裁判所庁舎「ビジネス・

これを受けて、2018年（平成30年）3月30日、内閣官房の日本経済再生本部に設けられた「裁判手続等の IT 化検討会」は、「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ—『3つの e』の実現に向けて」（内閣官房日本経済再生総合事務局）を公表した³²⁾（以下、『取りまとめ』という）。

ここでは、上記『未来投資戦略2017』公表当時の日本の状況が、次のように総括されていた。すなわち、「諸外国の状況に目を向けると、欧米を中心に裁判手続等の IT 化が既に進められてきており」、「アメリカ、シンガポール、韓国等では、IT 化した裁判手続等の運用が広く普及・定着しているほか、ドイツ等でも、近年、IT 化の本格的取組が着実に進展している」との認識の下で、「現に、世界銀行の“Doing Business”（注：世界銀行が毎年発表する、世界190か国を対象とし、事業活動規制に係る10分野を選定し、順位付けしたもの）2017年版では、『裁判手続の自動化（IT 化）』に関する項目について、我が国に厳しい評価が示されており、我が国のビジネス環境や国際競争力の観点から見た場合、利用者目線に立った裁判手続の IT 化を更に進める必要があるのではないかとの声が高まりつつあった」³³⁾と、まとめられていたの

コート」（「東京高地裁中目黒分室（仮称）」）として、特許訴訟事件等を扱う知的財産高裁のほか、東京地裁の「知財部」、会社更生事件や会社訴訟事件などを扱う「商事部」、民事再生事件や破産事件を担当する「破産再生部」がまとめて移転することを明らかにしたのである。それは、地上5階地下1階の庁舎であり、2021年度（平成33年度）に開設予定としていた。その新庁舎には、最新の映像音響機器が設置され、テレビ会議システムで遠隔地の裁判所などと結び、代理人弁護士らが裁判所に出席しなくても手続を可能とすることで、争点整理や審理のスピードアップを図ることなども紹介されていた。それにともなって、「地裁所長代行職」のポストがすでに新設され、知財4カ部、商事部、破産再生部を統括し、横断的な調整を行うことになったという。以上につき、<https://www.sankei.com/article/20170918-25HUGZATT5PWHIE3KDG47NQYDI/> および、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO23694120Q7A121C1CR8000/>。

なお、その後の報道では、その完成は1年遅れ、2022年（令和4年）3月とのことである。伊藤歩「遅延続きの裁判の電子化」週刊東洋経済6954号44頁、45頁（2020年）を参照。この記事によれば、ビジネス・コートの建設計画は、すでに、2014年（平成26年）8月に策定され、敷地の土壌調査は、翌年11月に着手されていたとのことである。

32) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>.

なお、福田剛久『民事訴訟の IT 化』xx 頁（法曹会、2019年）等も参照。ここには、『取りまとめ』で資料とされたと推測することができる諸文献が挙げられている。学界的には網羅的ではないが、その引用からは、委員等の問題関心を窺い知ることができるであろう。

33) 『取りまとめ（注32）』2頁。

である（「」内の注は原注である。）。

ここでは、世銀の資料が特に挙げられており、また、「ビジネス環境や国際競争力」の観点も重視されており、利用者目線とは言っても必ずしも一般市民までも視野に入れたものであるかどうかは疑わしいように思われる。ただし、『取りまとめ』では、「ICT化に向けた課題」として、「セキュリティ対策」とともに、「本人訴訟」対応の必要性も指摘されてはいた³⁴⁾。

この『取りまとめ』では、裁判手続等のIT化を検討するに当たり、「利用者のニーズや諸外国の状況等を踏まえ」て、「3つのe」の実現という観点からの検討が行われた。すなわち、「民事訴訟手続における、①e提出(e-Filing)、②e法廷(e-Court)、および、③e事件管理(e-Case Management)の実現(「3つのe」)を目指す」という観点からの検討であった。そして、この「3つのe」の観点から、訴え提起から判決言渡しまでの民事訴訟手続全体を、原告・被告・裁判所それぞれの立場から時系列で見て、本検討会が「3つのe」の実現として期待する内容や望ましいと考える方向性等が明らかにされた³⁵⁾。

詳細は割愛するが、これらは基本的に妥当な方向性であると評価できた。先に述べた「eサポート研究会」の提言(→4(2))の基本的な骨格部分が、ほぼそのまま採用されていると評価できるからである。つまり、以前にも指摘したが、上記「eサポート」構想は、「3つのe」なる用語にそのまま置換され、①「e提出」は、私たちが提言した「情報交流」のeサポート(裁判手続のオンライン化→4(2)①)に対応し、②「e事件管理」は、私たちが提言した「情報管理」のeサポート(訴訟記録のデジタル化→4(2)②)に対応し、さらに、③「e法廷」は、私たちが提言した「情報伝達・共有」のeサポート(出廷・傍聴等における法廷等の空間の拡張→4(2)③)に、ほぼ完全に対応するからである³⁶⁾。

34) 『取りまとめ(注32)』16-17頁。

35) 以上につき、『取りまとめ(注32)』7頁参照。「」内は、原文である。

36) たとえば、川嶋・前掲論文(『法曹養成と臨床教育』)注(1)102頁参照。なお、この『取りまとめ』を作成した「裁判手続等のIT化検討会」では、「eサポート研究会」の中心メンバ

この『取りまとめ』では、上記『未来投資戦略2017』で指摘されていた「当事者目線」も、各所で強調されていた。「3つのフェーズ」が設定され、段階的かつ漸進的な ICT 化の工程が示された。3段階での施策が示され、「第1フェーズ」では、現行法下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用（e 法廷）が、「第2フェーズ」では、改正後の新法に基づく弁論・争点証拠の整理等の運用（e 法廷）が、さらに、「第3フェーズ」では、システム構築後のオンラインでの申立等の運用（e 提出、e 事件管理）が、それぞれ企図されていた。

若干敷衍すれば、まず、「フェーズ1」は、法改正を要することなく現行法の下で、ICT 機器の整備や試行等の環境整備によって実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていくことが目指された。そして、たとえば、電話会議に加えてウェブ会議等のツールを積極的に利用したより効果的・効率的な争点整理の試行・運用を開始して、その拡大・定着を図っていくことが挙げられた。

次に、「フェーズ2」では、関係法令の改正により初めて実現可能となるものについて、所要の法整備を行い、直ちに制度的実現を図ることが目指された。そして、たとえば、双方当事者の出頭（期日への現実の出席）を要しない第1回期日や弁論準備手続期日等の新たな運用を制度的に位置付け、その運用を開始することが挙げられた。

さらに、「フェーズ3」としては、関係法令の改正とともに財源の手当も不可欠となり、システム・ICT サポート等の環境整備を行い、オンライン申立てへの移行等を図ることが目指され、e 提出と e 事件管理を含め、目指すべき ICT 化を制度・運用の両面で実現する段階として位置付けられた。この段階では、電子情報が訴訟記録となり、オンラインでの申立てに一本化され、民事訴訟のプラクティスに対して全面的かつ抜本的な変革がもたらされ

一であった、桐蔭横浜大学・笠原毅彦教授が、一般に先行業績の引用もないペーパー資料が提出されることもある検討会等で、長い期間にわたる研究と文献を引用した詳細な資料とに基づき、意見陳述の機会を与えられたとのことである。

ることが指摘されている³⁷⁾。

ただし、周到にも、この段階に至るには、システム構築だけではなく、ICT操作・利用に不都合が生じかねない本人が自ら訴訟を進行する本人訴訟の十分なサポート策や広報・周知、ICT化された訴訟への実務的検討・検証など、幅広い国民の理解の下で、新しい手続を利用者が不便を蒙ることなく円滑に利用できるようにする環境整備が必須であることも、付言されていた³⁸⁾。

(2) 『研究会報告書』の公表

これを受け、2019年(令和1年)12月には、公益社団法人商事法務研究会内に設けられた民間団体である「民事裁判手続等IT化研究会」³⁹⁾が、『民事裁判手続等IT化研究会報告書—民事裁判手続のIT化の実現に向けて』(公益社団法人商事法務研究会事務局)を公表した⁴⁰⁾(以下、『研究会報告書』という)。

この『研究会報告書』では、上記『取りまとめ』で提言された「3つのe」の実現に向けて、「オンラインによる訴え提起、事件管理システムを利用した送達、ウェブ会議等を利用した双方不出頭の口頭弁論期日及び争点整理の実現、訴訟記録の電子化を前提とした訴訟記録の閲覧等に関する規律など多岐にわたる論点について検討」を行いつつ、「より良い民事訴訟の実現を目指す」という観点から、現行法の規律の見直しについても検討が行われた。その際には、現在のITに関する技術水準を所与の前提とするのではなく、今

37) 以上につき、『取りまとめ(注32)』20-21頁参照。

38) 以上につき、『取りまとめ(注32)』20-21頁参照。

39) 民間団体ではあるが、構成メンバーについて、座長は、「裁判手続等のIT化検討会」と同じであり、委員は、研究者3名と弁護士3名からなるが、オブザーバーとして、画期的なことに司法書士1名(司法書士会現会長)が、また、関係省庁として、最高裁判所4名および法務省5名が参加した。

40) <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/%E6%B0%91%E4%BA%8B%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%8B%E7%B6%9A%E7%AD%89%EF%BC%A9%EF%BC%B4%E5%8C%96%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%20%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf/f0c69150-e413-4e26-9562-4d9a7620031b>.

後の技術革新や社会全体のデジタル化の進展（人々の意識変化も含む。）といった様々な流動的な要因を柔軟に取り込んでいくという視点にも配慮するとともに、民事裁判手続が国民のためにあるものであり、民事裁判手続の IT 化も、国民目線で国民の司法アクセスを向上させ、国民の期待に応える民事訴訟を実現するために行うものであること、他方において IT 化をすることが自己目的となり、高齢者や障害者、さらには IT 機器を保有していない者やその操作に習熟していない者の権利を害することがないようにすることに留意しつつ検討」（（）内、原文）が行われた。

本稿では、内容の詳細は割愛するが、経済優先的とも評価されかねない「民事裁判の ICT 化」が、ここでは、「国民目線で国民の司法アクセスを向上させ、国民の期待に応える民事訴訟を実現するために行うものである」ことを明言している点に特徴がある。『取りまとめ』では、「利用者目線」とされていた観点が、「国民目線」に置き換えられている点も注目し得る。「司法アクセス」論への言及も、先に述べた「e-サポート研究会」の視点および研究成果からは、大いに評価できるものであった。

(3) 『中間試案』の公表

2021年（令和3年）1月1日の大谷直人最高裁判所長官の「新年のこトバ」には、「民事訴訟手続における IT 化の取組」の加速化が強く示されていた⁴¹⁾。

すなわち、＜情報通信技術の急速な発展と普及を背景として始められた民事訴訟手続の IT 化の検討は、急ピッチで進められている。2019年（平成31年）2月からは、先行実施庁においてウェブ会議等の IT ツールを活用した争点整理の新たな運用を開始し、同年12月には、全国の地方裁判所本庁にその運用を拡大した。感染症対策の一つとして人の接触機会の低減が求められるようになったことを契機に、裁判手続の IT 化の有効性は広く実感され、本格的な実現への期待もますます高まっていくものと考えられる。もっとも、利

41) https://www.courts.go.jp/about/topics/sinnennokotoba_r03/index.html

ユーザーの視点に立って現在の民事訴訟の有り様を点検するとき、判断自体の適正さを確保することは当然のこととして、手続保障ならびに裁判理由の当事者および社会に対する説得力の更なる向上とともに、合理的な期間内での解決に向けた一層の改善が求められていることは言うまでもない。このような課題については、IT化の検討と一体のものとして、引き続き真摯に取り組んでいく必要があり、裁判官は、職員とともに、部の内外での意見交換や議論を活発に行うことで、自らの審理運営方法を振り返りつつ、裁判所全体で、目指すべき争点中心型の審理の在り方についての共通認識を醸成していくことが求められる。>との認識を示した上で、大谷長官は、「このような意味で、民事訴訟手続におけるIT化の取組は、時代にふさわしい新たなプラクティスの確立に向けた検討と位置付けて、今後ますます加速させていかなければならず、「全ての職員が、職種の枠を超え、従来の議論にとらわれない新鮮な視点で積極的に検討に取り組んでほしい」と述べているのである（以上につき、<>は、文末等変更。「」内は、原文）。

大谷長官のこのような考え方は、2021年（令和3年）5月の「憲法記念日を迎えるに当たって」⁴²⁾でも、基本的に踏襲されている。すなわち、「今般の感染症の経験もあって、情報通信技術の有用性についての理解が広がり、社会におけるITの利活用は一段と加速して」おり、「こうした動きは司法の分野においても例外では」なく、「IT化の検討が先行している民事訴訟手続」においては、2020年（令和2年）12月に、「ウェブ会議等を活用した争点整理の運用が全ての地方裁判所本庁に拡大し」、「利用件数は着実に増加し、徐々に定着して」おり、また、「民事訴訟法等の改正に向けた検討も進んでいるところ、これまでの審理運営に改善すべき点がないかを見つめ直しつつ、利用者のニーズに応えるためにはどのようにITを生かすことができるのかという視点に立って議論を深めていきたい」と、その決意が表明されているのである⁴³⁾。

42) <https://www.courts.go.jp/about/topics/kenpoukinenbiR3/index.html>.

43) なお、ここで述べられた「ウェブ会議等を活用した争点整理の運用が全ての地方裁判所本庁

その後、2021年（令和3年）2月19日、法務省の法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会⁴⁴⁾は、『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案』⁴⁵⁾を、その補足説明⁴⁶⁾とともに公表した。

内容の詳細は割愛するが、項目としては、「第1 総論、第2 訴えの提起、準備書面の提出、第3 送達、第4 送付、第5 口頭弁論、第6 新たな訴訟手続、第7 争点整理手続等、第8 書証、第9 証人尋問等、第10 その他の証拠調べ手続、第11 訴訟の終了、第12 訴訟記録の閲覧等、第13 土地管轄、第14 上訴、再審、手形・小切手訴訟、第15 簡易裁判所の手続、第16 手数料の電子納付、第17 IT化に伴う書記官事務の見直し、第18 障害者に対する手続上

に拡大」した点については、最高裁判所ホームページ「全国の地方裁判所本庁でウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を開始しました」（https://www.courts.go.jp/about/topics/webmeeting_2020_1214/index.html）を参照。そこでは、2020年（令和2年）12月14日に、すでに運用を開始している知的財産高等裁判所および地方裁判所本庁（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌および高松）の合計14庁と合わせ地方裁判所本庁（全37庁）において、ウェブ会議等のICTツールを活用した争点整理の運用を開始したことがアナウンスされている。この結果、全国の地方裁判所本庁（全50庁）の民事立会部で、ウェブ会議等（電話会議等）による争点整理の運用が開始されたとのことである。要するに、運用面で、現行民事訴訟法でICT手続が活用されることになったのである。

ちなみに、時期的にはやや前後するが、2020年（令和2年）12月4日には、最高裁判所事務総局は、「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」（https://www.courts.go.jp/about/topics/vcmsFolder_1057/index.html）を示し、ICT化との関係では、「手続選択及び期日指定の在り方」として、「裁判官等の判断事項に関わる部分であるが、感染防止対策の観点から、事件の内容や当事者等事件関係者の意向等を踏まえ、次のような運用上の工夫が考えられる」とし、「密集・密接回避」のために、「当事者の出頭を要しない手続（民事訴訟における書面による準備手続（電話会議やウェブ会議を利用するものを含む。）等）を積極的に活用する」ことや、「民事訴訟の第1回口頭弁論期日につき、当事者双方に代理人が就いた段階で、口頭弁論期日を取り消して弁論準備手続に付すなどして電話会議やウェブ会議を利用する」ことなどが提示された。ここでは、コロナ対策のために、現行法を活用したICTの活用の実践例が示されているのである。なお、ここでいう「出頭」とは、現実に裁判所へ出向くこと、すなわち「物理的な現実の出席」を意味している。

44) 法務省（裁判官有資格者含む。）、最高裁判所、研究者、弁護士、民間企業（株式会社日本総合研究所、富士通株式会社、凸版印刷株式会社）からの委員のほか、画期的なことであるが、司法書士の委員等が含まれている点に特徴が見られた。また、委員等の数もかなり多い。

45) <http://www.moj.go.jp/content/001342957.pdf>, 商事法務編『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案』別冊 NBL175号11頁（商事法務、2021年）。

46) <http://www.moj.go.jp/content/001342958.pdf>, 商事法務編『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案』別冊 NBL175号39頁（商事法務、2021年）。

の配慮」から構成されていた。

ただし、「第13 土地管轄」については、「現行法の規律を維持するものとする」との考え方が示されており、「第14 上訴、再審、手形・小切手訴訟」については、「第一審の訴訟手続と同様にIT化するものとする」との考え方が示されており、「第15 簡易裁判所の手続」については、「地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にIT化することを前提として、その具体的規律や、IT化に伴う特則を設けることについては、引き続き検討するものとする」との考え方が示され、「第17 IT化に伴う書記官事務の見直し」については、「民事裁判手続のIT化に伴う裁判所書記官の事務の最適化のために、所要の改正をするものとする」との考え方が示され、さらに、「第18 障害者に対する手続上の配慮」については、「民事裁判手続のIT化に伴い、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについては、引き続き検討するものとする」との考え方が示されるなど、本文で具体的な試案が示されていない項目もかなり存在した⁴⁷⁾。

Ⅲ おわりに

——基礎的な課題と展望

このように、日本における「民事裁判のICT化」の歴史を振り返り、それをもとに『中間試案』を眺めた場合に、いくつかの課題が浮かび上がるように思われる。『中間試案』に示された個別的な試案の中身やそれらの考え方についての論及は後の機会に譲るとして、以下ではまず基礎的な課題についていくつかの指摘をしておきたい。

まずもって、ここ数年間における「民事裁判のICT化」論の展開には目を瞠るものがある。関係各位の多大なご尽力に対して、かねてからこの課題

47) ただし、「第17 IT化に伴う書記官事務の見直し」の項目における(注)では、担保の取消し、訴状の補正および却下の一部を裁判所書記官の権限とする考え方や、調書の更正に関する規律を創設し、裁判所書記官の権限とする考え方が示されている。

と取り組んできた研究者の一人として心から敬意を払い、感謝を示したい。以下では、それはそれとして、「誰一人取り残さない民事司法」の視点からいくつかの基礎的な課題を展望してみたい。

第1に、今次の「民事訴訟法（IT化関係）等の改正」は、単に民事裁判手続をICT化するといった技術的かつ補完的な改革ではなく、1890年（明治23年）の明治民事訴訟法制定、1926年（大正15年）の大正民事訴訟法全面改正、および、1996年（平成8年）の平成民事訴訟法全面改正に匹敵し得る大改正であることを認識しなければならない。それは、従来からの「正義・司法の殿堂」（そして、私の表現では「法的救済の殿堂」）としての裁判所という場所的・空間的なイメージが全面的に変わる契機となるだけでなく、これまで歴史的に形成されてきた民事訴訟の基本的な原理原則の質的な変容を招来させる可能性を秘めた大改革であると思われるからである。民事訴訟審理の核心である口頭弁論自体の性格だけでなく、それを支える公開主義・双方審尋主義・口頭主義・直接主義等について実質的な変容を来す可能性があるのである。

したがって、今次の改正に際しては、そのような諸原則の基本的な価値、つまり、その多くは憲法に由来する「憲法価値」の維持と実現に配慮すべきであろう。その意味では、「民事裁判のICT化」を通じて、それらの価値を実質化したり付加価値を付けたりすることができればともかく、そうでなければ手続のICT化には疑問が呈されるべきであろう。これは、いわば「現存原理原則価値保障原則」⁴⁸⁾とも言うべき考え方である。この点で、まさにコロナ禍の下でこそ、諸種の制限の下にある私たちの自由・平等などの「憲法価値」がICTを通じて実現できる諸手続が形成されるべきであろう。『中間試案』では、当面は地方裁判所第一審民事通常手続のICT化が念頭に置かれているようであり、今次の法改正の対象にはなっていないようであるが、簡易裁判所や家庭裁判所等、利用件数が多く市民に身近な裁判所からICT

48) 川嶋・前掲論文（『判例時報』）注（1）90頁、91頁。

化を進め、市民間に ICT 手続を普及させて行くことも考えるべきである⁴⁹⁾。

第2に、「民事裁判の ICT 化」の局面では、ともすれば「迅速化・効率化」が至上命題のように考えられかねないが、先に述べたように、「正義・司法へのユビキタス・アクセス」の基本的な考え方を、手続の ICT 化の基本的要請として、再確認すべきであると考えられる。これは、手続の全過程等への恒常的アクセスを可能にするアクセス論であるので、「充実化」が重要な要素として加わることになる。「迅速化・効率化」は、その名の下に、ともすれば遅滞や非効率化を招くとして「充実化」の価値を毀損させかねないが、利用者につながる手続への充実感をもたらすアクセスの意義は、看過されるべきではないであろう。事件にはそれぞれ個性があり、事件が裁判に熟すタイミングも異なる（民訴243条1項参照）。「迅速化・効率化」の指針が、救済削減の正当化事由にされてはならない。そのような考慮を積み重ねた上で、憲法32条の「裁判を受ける権利」の一環として、ICT化された民事手続への「ユビキタス・アクセス権」の保障が、確保されるべきであろう。

それは、「インターネット接続権」や「手続サポート権」の実効的な保障の裏打ちによって可能になると考えられる。残念ながら、『中間試案』には、そのような具体的な権利や施策は盛り込まれておらず、むしろ、たとえば、訴訟上の救助の利用回数の制限や補助参加のチェック強化等、ICT化後の濫用防止策はしっかりきちんと盛り込まれている。しかし、現時点で目指すべきは、完全無欠の制度設計ではなく、市民にとってより利用しやすく分かりやすく頼りがいのある ICT 化の制度設計であり、利用促進策の強化ではないかと考えられる。

49) なお、2021年（令和3年）5月13日の「日本経済新聞」電子版では、「家族のトラブル、ウェブで調停 東京など4家裁が試行検討」として、最高裁判所が、東京、大阪、名古屋、福岡の4家庭裁判所で、離婚や相続などの紛争を取り扱う家事調停について、手続をオンラインで進める「ウェブ会議」の導入を検討しており、2021年度（令和3年度）内の試行を目指すとの報道がなされた。手続案内も充実し、書式の定型化も進んでおり、DV被害者、障がい者や遠方の相続人等のニーズも少なくないことから、まず「遠隔調停」から始めることは望ましいと考えられる。規定上は可能なものの、従前「ウェブ会議」はほとんど行われていなかったようである。このことは、簡易裁判所や地方裁判所の民事調停においても基本的に同様である。

第3に、今次の民事訴訟法改正は、いわば「小さな司法」を維持し、弁護士・司法書士の ICT 化施策への巻き込みを基礎とした「下請促進的 ICT 化」とでも言うべきものとなつてはいけないうに思われる。周到にも、今次の改正民事訴訟法の立案に至る過程に、「暮らしの法律家」とも呼ばれ庶民に身近な存在である司法書士⁵⁰⁾を招き、立案担当者は、その積極的な役割を期待しているようにも思われる。一般に見た場合、手続の ICT 化の範囲や度合いにも関わるが、弁護士も司法書士も、「民事裁判の ICT 化」に際しては重要な利害関係をもち、経済的インセンティブもあることから、多くの場合にビジネス・チャンスの拡大につながる可能性がある。手続の ICT 化の負担が、手続利用者・本人の負担につながることになれば、利用者・市民と弁護士・司法書士との間には、一般的にも個別的にも緊張関係が生まれ、「利用者目線」の法改正を行う場合の利用者の利益の代表を誰が担うかの問題も生じかねない（立案担当者となるべき法務省からの委員は、公益の代表者である検察官であるが、現在のいわゆる判検交流制度の下では、要するに裁判官有資格者であり、三権分立の機能が働くべき行政と司法との間で、「司法の利益」の代弁者になりかねない危惧さえ感じられる。「司法の利益」は、国民ひいては市民の利益であると、私は考えているが、ともかく、研究者である委員の責任は重大である。）。

当然のことながら、弁護士と司法書士との間の職域をめぐる問題も生じかねない。一般市民の視点からは、仮に、弁護士・司法書士が民事司法の ICT 化の局面（特に、書面の電子化等の局面）で重要な役割を演じるような制度枠組みを、国家が創造する場合には、弁護士・司法書士間の職域に関する市民にとっての分かりやすく明確な線引きが、事前になされる必要があるであろう⁵¹⁾。

50) 川嶋四郎「簡易裁判所と司法書士—法曹モデルの参照と裁判関係書類作成業務のあり方」同『民事訴訟の簡易救済法理』330頁（弘文堂、2020年）参照。

51) たとえば、2021年（令和3年）5月12日、東京弁護士会の一部から、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会に対して提出された、『司法書士に事件管理システムへのアクセス権限を付与する制度設計とすることを求める意見に反対する意見書』（<https://zenkikai.net/images/20210512ikensyo.pdf>）等を参照。しかし、弁護士側も、弁護士の既得権や職域論からの立論ではなく、日本においてよりよき ICT 化された司法を形成し、市民や企業等のニーズ

これが「市民目線」の基本的な要請であり、立法的課題でもある。

なお、民事裁判手続がICT化された際に、弁護士の場合には、憲法、民法、民事訴訟法、弁護士法、および、弁護士職務基本規程等によって、それに即応した義務が課されることになり、司法書士の場合にも、憲法、民法、民事訴訟法、司法書士法、司法書士倫理、および、司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）等によって、司法書士にICT化に即応した義務が課されることになる（弁護士法人や司法書士法人も同様である。）。懲戒制度はあるとしても、それはいわば事後的な対処にすぎず、紛争予防の観点からはICT化に対応した事前の規律の整備も望まれる。

ともかく、懸念事項は、「民事裁判のICT化」による様々な局面における「格差の拡大」である。一方で、ICT化は、私見では、ユビキタス・アクセスを保障し、市民の利便性を向上させる可能性をもつと考えられるが、他方で、利用者間格差、地域間格差、裁判所間格差、弁護士間格差、さらには、司法書士間格差を生じさせかねない。法専門家や当事者本人の自己責任と言うのはたやすいが、たとえばシンガポールにおけるICT化⁵²⁾のように、制度設営者側のきめ細かなサポート（単に、裁判所や弁護士だけではなく一般市民にも）こそが、要請されると考えられるのである。

ちなみに、現在、「法テラス」（日本司法支援センター）の活動実績には目覚ましいものがあるが、その所在場所も限られており、法情報の提供や法律扶助等にも限界がある。自由主義社会における専門職の問題にも関わるが、新制度の構築の視点からは、社会福祉的視点をもより多く注入した制度構築が望まれる。それこそが、先に述べたICT化を通じた「憲法価値」の実現であると考えられる。これは、いわば、川を掘れば橋を作らなければならない、人の住む街を創ればライフラインの整備が不可欠であるのと同様である。

第4に、「民事裁判のICT化」は、まさにこのような「憲法価値」を実現

を可能な限り汲み上げ、いわば法的救済の総量の増加に対して、いかにすれば貢献できるかについて考えるべきであろう。それは、弁護士（弁護士会）・司法書士（司法書士会）とともに考えるべき課題であると思われる。

52) 川嶋・前掲論文注(21)27頁以下を参照。

し実質化するための好機であり、最初の一步こそが制度活用の成否を決めるのではないかと考える。なぜならば、逆説的ではあるものの、ICTこそ「万民にとって平等に温かい存在となり得るもの」であるとさえ評価することができると、私は考えているからである⁵³⁾。

もとより人間は、「感情」をもつ主体であり、その限りでは少なくとも基本的には「恣意的」となる可能性があるとも考えられる。その人間が義務として担当せざるを得ない民事裁判について、「裁判の合理化」は、歴史的な課題であり、永遠の課題あるいは見果てぬ夢のようなものであると考えられる（ここで言う「裁判の合理化」とは、裁判を理にかなったものとするものである。）。人の「感性」の存在は、生来素晴らしいものであるが、非合理的な積極・消極の判断を惹き起こしかねない固有の「感情」なるものも存在するのである。これに対して、ICTについては、技術格差やデジタル・デバイドの問題さえ回避できれば、不合理なシステム設計がなされていない限り、ICTの前では確実に「平等」が保障され、「誰一人取り残さない民事司法」になり得ると考えられるのである⁵⁴⁾。したがって、本来的に「寛容」な存在となり得るICTの民事司法の局面での活用は、基本的に推奨されるべきである。ただし、その前提には、「ユビキタス・アクセス権」の実質的な保障の確保が存在するのである。

しかしながら、現在、『中間試案』で企図された民事訴訟法改正の大プロ

53) 川嶋・前掲論文注(23)1350-1351頁注(27)を参照。

54) 法社会学者の和田仁孝教授は、近著の3部作『法臨床学への転回』（第1巻『法の権力とナラティブ』、第2巻『紛争過程とADR』、第3巻『過程としての裁判と法専門家』〔北大路書房、2020-2021年〕）中の「テミスの落し物」（「通巻タイトルについて」）で、「近代の法制度の象徴」である「テミスは自分が見たいものだけを見て、自分の持つ天秤のみで計測し、その結果を力によって抑圧的に実現しようとする神にほかならない」とし、「天秤では測れない何か大切なものがあつたのではないか」との問題提起をされている（各書、i頁参照）。私見は、日本的な「正義の女神像」として、多数の救済の道具立てを持った「千手観音」を指定している（例、川嶋・前掲書（『民事訴訟法概説〔第3版〕』）注(22)25頁等を参照）が、それでも、和田教授が指摘する問題を完全に克服することはできない。ICTが現代的な道具立てであるからこそ、モダンにもポスト・モダンにも超ポスト・モダンにも対応可能な要素を有すると考えられるが、その具体化もまた今後の課題である。

ジェクトは、形式的な国際水準への引上げ自体を目途とし、先行研究から、「民事訴訟の迅速化・効率化」を可能にできる柱とツールのいいところ取りを敢行し、比較的訴額の大きい財産権上の争い（企業間の弁護士に代理された事件）に事実上争点を当てたICT化を志向しているように思われる。大企業優位や大都市大規模弁護士事務所優先の跛行的・格差醸成的な法改革といった真相さえ散見されるのである。それゆえに、今一度市民のために制度再構築の不可避性を指摘しなければならない。

先に述べたように、「e-サポート裁判所」を構築することに向けられた私たちの研究は、「民事司法・民事裁判のICT化」を超えて、利用者・市民と司法を架橋し、司法に付加価値を付け、日本における司法制度の質的向上を図り、「国民の司法」を実現することを目的としてきた。つまり、「法のライフライン」の完全な敷設を通じて、民事裁判の利便性を向上させ、当事者の手続参加を増進させ、口頭弁論を活性化させ⁵⁵⁾、訴訟過程・手続過程における「口頭コミュニケーション」の価値を実現させ、口頭弁論の諸原則を実質化し、ひいては、国民にとって「より利用しやすく、より分かりやすく、より頼りがいのある司法」を、民事裁判の領域で実現することを目的とするものであった。

今次の大規模な民事訴訟改革・民事訴訟法改正には、不透明な部分も少なくない。「民事裁判のICT化」にとって、いわば心臓部であり頭脳でもある「事件管理システム」は、未だにブラック・ボックスの状態である⁵⁶⁾。『中間試案』では、濫訴や手続濫用の防止に注力されていることから、「事件管理システム」の安全・安心・厳格な制度設計は、当然のことながら現在進行形であることを期待したい。データ保守・管理の厳格化・徹底化、および、それらの市民・利用者に対する説明責任は言うまでもなく、国家・制度による濫用防止にも細心の注意が払われるべきであろう。ただし、司法権の独立に配慮し守秘義

55) この点については、最近の文献として、伊藤眞「コロナ禍と訴訟運営——IT化と甦る口頭主義」判例時報2476号157頁（2021年）も参照。

56) 上田竹志「コロナ禍と民事司法のIT化」法律時報93巻3号1頁、2頁（2021年）参照。

務を遵守しながらも、「事件管理システムの管理の適切さ」を確保するための「第三者機関」の設置も不可欠となるであろう⁵⁷⁾。これは、ルター派の牧師、マルティン・ニーメラー（1892-1984年）の「言葉」あるいは「詩」（“彼らが最初に共産主義者を攻撃したとき…”）を知っているがために、自由・平等・公正を希求する一市民が、「遅すぎたと言わないため」の自省に基づく指摘である。

コロナ禍が猛威を振る現在、「民事裁判の ICT 化」は喫緊の課題であり、その実現を通じた「法的セーフティネット」の形成は、市民すべての悲願である。このような状況であるからこそ、実質的に「大きな司法」の実現に向けたシステム形成も可能になると考える。コロナ禍は、大震災や津波や原発事故等とはまた別の大災害なのである。

本稿の最後に、ある献身的な「災害弁護士」の言葉を引用して結びに代えたい。

「壮絶な悲しみに襲われ、極めて過酷な状況にありながらも、人は日々の生活を送らなければならない。その生活上の悩みは多様であり、切実であり、また深刻である。そのような被災者の不安を少しでも和らげ、心配ごとから解き放ち、生活の再建への道筋を示すことは、法の果たすべき重要な役割である。

法は人を救うためにあるはずだ。」⁵⁸⁾

57) 川嶋・前掲論文（『判例時報』）注（1）89頁。

58) 津久井進『大災害と法』iii - iv頁（岩波書店、2012年）。日本における災害史も略述されているが、ここでの大災害とは、東日本大震災に起因する大災害が中心である。

なお、津久井進「災害弁護士がつなぐボタン」自由と正義72巻1号17頁、22頁（2021年）では、災害弁護士の合言葉として、「明るく、楽しく、しつこく」という、兵庫県弁護士会の永井幸寿弁護士の言葉が引用されている。私は強い共感を覚える。「たとえ明日、世界が滅びようとも、今日もわたしはリンゴの苗木を植える」と言ったとされる、マルティン・ルター（1483-1546年）を想起させるからである。金子晴勇＝江口再起編『ルターを学ぶ人のために』213頁〔菱刈晃夫執筆〕（世界思想社、2008年）を参照。これは、私たち民事訴訟法研究者の使命でもある。つまり、現代社会における法的側面での「底辺に向かう志」、しかも「法的救済の志」なのである。